

令和5年度

公益財団法人こうべ市民福祉振興協会

事業概要

福祉局

# 目 次

I	協会設立の趣旨	3
II	協会の概要	4
1	名 称	4
2	所 在 地	4
3	設立年月日（許可・登記）	4
4	基 本 財 産	4
5	機 構	4
6	職 員 数	5
7	評議員・役員	5
III	定 款	6
IV	令和4年度事業報告	15
1	事業報告	15
2	事業別資金収支計算書	24
3	正味財産増減計算書	25
4	貸借対照表	26
5	財産目録	27
6	事業別収入明細書	28
7	事業別支出明細書	29
8	財務状況	30
V	令和5年度事業計画	31
1	事業計画	31
2	経営改善の取り組み状況	36
3	事業別資金収支予算書	38
4	予定正味財産増減計算書	39
5	予定貸借対照表	40
6	事業別予定収入明細書	41
7	事業別予定支出明細書	42
VI	令和4年度主要事業計画・実績比較表	43
VII	主要事業の推移（令和2年度～令和4年度）	44
	参 考 資 料 （所管施設の概要）	45

# I 協会設立の趣旨

神戸市は、昭和52年1月、市民の総意に基づき「神戸市民の福祉をまもる条例」を制定した。

この条例は、市民福祉の理念を確立し、市民福祉の向上に果たすべき市、事業者及び市民のそれぞれの役割と責務を明らかにするとともに、福祉都市づくりの総合的推進を目指したものである。

本協会は、「神戸市民の福祉をまもる条例」の制定の理念を遵守し、神戸市民の福祉の向上に寄与するために昭和53年9月に任意団体として設置され、その後種々の事業を進め、昭和56年6月1日「財団法人こうべ市民福祉振興協会」として発足したものである。

平成9年4月1日には、(旧)財団法人神戸市年金福祉協会との統合を行い、福祉施設等の総合的・一体的な運営を図ることにより、市民サービスの向上ひいては市民福祉の推進に努めてきた。

公益法人制度改革に伴い平成25年4月1日に公益財団法人に移行した後も、上記の設立趣旨に沿い、より一層質の高い市民サービスの実施に努めている。

## Ⅱ 協会の概要

1 名称 公益財団法人こうべ市民福祉振興協会

2 所在地 神戸市北区しあわせの村1番1号

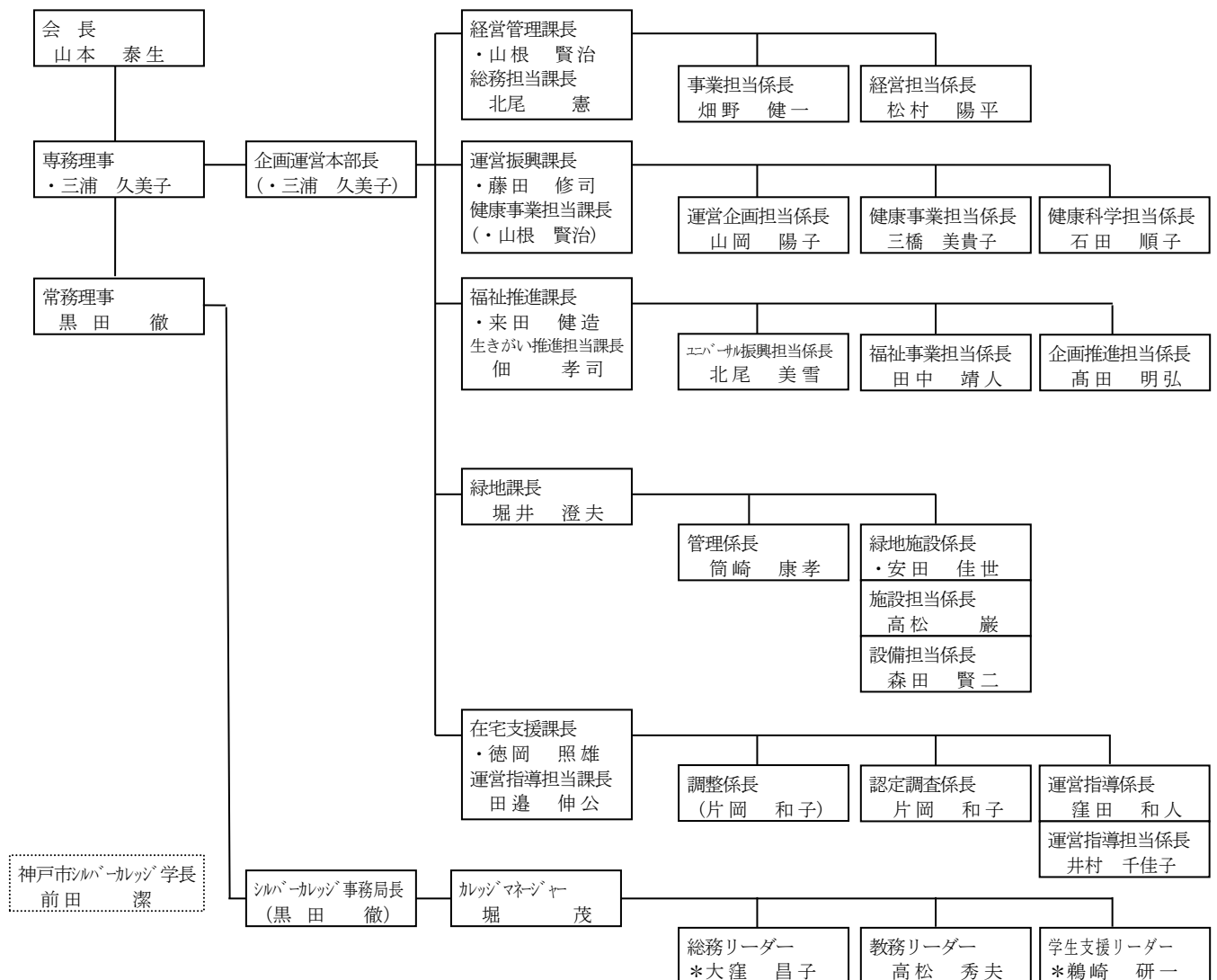
3 設立許可 昭和56年6月1日

設立登記 昭和56年6月1日

公益財団法人移行登記 平成25年4月1日

4 基本財産 410,000千円（神戸市100%出捐）

### 5 機構



・は市派遣職員，\*は神戸市再任用職員を示す

## 6 職員数（役員を除く）

令和5年7月1日現在

区 分	課 長	係 長	係	計
企 画 運 営 本 部	8 (4)	15 (1)	93 (-)	116 (5)
シ ル バ ー カ レ ッ ジ 事 務 局	1 (-)	3 (2)	13 (-)	17 (2)
合 計	9 (4)	18 (3)	106 (-)	133 (7)

( ) は、市派遣職員数内書（再任用職員含む）

## 7 評議員・役員

令和5年7月1日現在

### 評 議 員

役 職	氏 名	現 職 名
評 議 員	市 橋 祐 子	神戸市民生委員児童委員協議会 副理事長
評 議 員	小 野 愛 子	神戸市婦人団体協議会 会長
評 議 員	近 藤 豊 宣	一般社団法人神戸市老人クラブ連合会 理事長
評 議 員	谷 村 誠	兵庫県社会福祉法人経営者協議会 会長
評 議 員	玉 田 敏 郎	社会福祉法人神戸市社会福祉協議会 理事長
評 議 員	内 藤 良 介	兵庫県福祉部 次長
評 議 員	平 岡 靖 敏	神戸商工会議所 参事役
評 議 員	堀 本 仁 士	一般社団法人神戸市医師会 会長
評 議 員	松 端 信 茂	神戸市知的障害者施設連盟 会長
評 議 員	森 下 貴 浩	神戸市福祉局長
評 議 員	山 口 康 志	神戸労働者福祉協議会 事務局長

### 役 員

役 職	氏 名	現 職 名
会 長[代表理事]	山 本 泰 生	
専務理事[業務執行理事]	三 浦 久 美 子	
常務理事[業務執行理事]	黒 田 徹	
理 事	大 寺 直 秀	一般財団法人神戸在宅医療・介護推進財団 常務理事
理 事	金 山 千 広	立命館大学産業社会学部 教授
理 事	西 田 勉	公益財団法人神戸YMCA 常勤理事
理 事	福 井 誠	武庫川女子大学経営学部 教授
監 事	酒 井 俊	株式会社三井住友銀行公務法人営業第二部 副部長
監 事	瀬 尾 文 洋	税理士

# 公益財団法人こうべ市民福祉振興協会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人こうべ市民福祉振興協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、神戸市の市民、事業者及び市がそれぞれ有する人材、資力、その他の福祉資源を総合的に活用することによって、市民福祉を振興するための事業を創造し、かつ、推進し、もって市民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 市民福祉意識の啓発
- (2) 市民の福祉活動の振興
- (3) 高齢者や障がい者の社会参加の支援
- (4) 市民福祉事業の調査研究及び開発
- (5) 総合福祉ゾーン「しあわせの村」の総合的管理運営及び同村における市民福祉事業の企画及び実施
- (6) 市民福祉施設の管理運営
- (7) 介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法等に基づき神戸市から受託する業務及び関連する業務
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、神戸市を中心とした兵庫県内において行うものとする。

## 第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載

した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長（第 21 条に規定する会長をいう。以下同じ。）が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第 8 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第 9 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成 19 年内閣府令第 68 号）第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

## 第 4 章 評議員

（評議員の定数）

第 10 条 この法人に評議員 7 名以上 12 名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第 11 条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、評議員 1 名、監事 1 名、事務局員 1 名、次項の定めに基づいて選任された外部委員 2 名の合計 5 名で構成する。

3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

- (1) この法人又は関連団体(主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。)の業務を執行する者又は使用人
  - (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
  - (3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人(過去に使用人となった者も含む。)
- 4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- (1) 当該候補者の経歴
  - (2) 当該候補者を候補者とした理由
  - (3) 当該候補者とこの法人及び役員等(理事、監事及び評議員)との関係
  - (4) 当該候補者の兼職状況
- 6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。
- 7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
- 8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。
- (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
  - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
  - (3) 同一の評議員(2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員)につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
- 9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。  
(評議員の任期)
- 第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。  
(評議員の報酬等)
- 第13条 評議員に対して、各年度の総額が70万円を超えない範囲で、評議員会で別



に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 評議員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

## 第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第18条 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

(決議)

第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定

数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。)第194条第1項の要件を満たしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第20条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席評議員のうち、その会議において選出された2名及び議長が、前項の議事録に記名押印する。

## 第6章 役員

(役員を設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 7名以上12名以内
  - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長とする。
- 3 会長以外の理事のうち、2名以内を副会長とすることができる。
- 4 会長及び副会長以外の理事のうち、1名を専務理事とし、2名以内を常務理事とすることができる。
- 5 第2項の会長及び第3項の副会長をもって一般法人法上の代表理事とし、前項の専務理事及び常務理事をもって一般法人法第197条において準用する一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長及び副会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その職務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行し、会長が欠けたときはその職務を行う。この場合において、副会長が2名あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、その職務を行う。
- 4 専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 5 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度ごとに4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 25 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 26 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(賠償責任の免除又は限定)

第 27 条 この法人は、一般法人法第 198 条において準用する一般法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、理事又は監事(理事又は監事であったものを含む。)が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、特に必要と認めるときは一般法人法第 198 条において準用する一般法人法第 113 条に規定する最低責任限度額を控除して得た額を限度として、理事会の決議によって、免除することができる。

2 この法人は、前項の賠償責任について、外部理事又は外部監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、金 0 円以上であらかじめ法人が定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を、外部理事又は外部監事と締結することができる。

(役員報酬等)

第 28 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

(顧問)

第 29 条 この法人に 5 名以内の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の運営について、意見を述べ、又は助言することができる。
- 4 顧問は、無報酬とする。
- 5 顧問には、費用を弁償することができる。

## 第7章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は事故があるときは、副会長が理事会を招集する。
- 3 会長及び副会長が欠けたとき又は事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 前条第2項及び第3項の場合においては、理事会の議長は、出席した理事の互選による。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第197条において準用する一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長、副会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第37条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第38条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消

滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号。以下「認定法」という。)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第39条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第10章 補則

(委任)

第41条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。  
今井 鎮雄 小寺 隆 妹尾 美智子 板東 慧  
堀井 説也 真木 高司 松村 英洋 森脇 潤  
山下 晃 雪村 新之助
- 4 この法人の設立の登記の日に就任する理事は、次に掲げるものとする。  
笠井 隆一 梶本 日出夫 渋谷 和久 中西 光政  
新野 幸次郎 松島 秀明 南本 伸一 村上 豪英  
保田 茂 和田 一行
- 5 この法人の最初の会長、副会長及び常務理事は、次に掲げる者とする。  
会 長 新野 幸次郎  
副 会 長 梶本 日出夫

常務理事 南本 伸一 松島 秀明

6 この法人の設立の登記の日に就任する監事は、次に掲げるものとする。

高田 實 藪脇 直樹

7 法令及びこの定款の規定に反しない限り、移行登記前に規定されていたこの法人の規程、規則等は移行後もその効力を有するものとする。

**附 則**

この定款は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

**附 則**

この定款は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この定款は、令和 4 年 12 月 21 日から施行する。

別表 基本財産（第 5 条関係）

財産種別	物量等
有価証券等	4 億 1 千万円

# IV 令和4年度事業報告

## 1 事業報告

### 【公益目的事業】

#### (1) 市民の福祉意識の啓発並びに福祉活動の普及及び助長

福祉資源としての市民の有する力のさらなる活用を図るため、市民に対する福祉意識の啓発や市民の福祉活動を振興する事業を実施した。

##### ア ユニバーサル社会構築に向けた取り組み

###### (ア) ユニバーサルデザイン（UD）の普及啓発

市民の思いやりの心を育み、福祉について学ぶための機会づくりを目的に、学校・地域団体等を対象に、障がいを理解するための体験やしあわせの村におけるあらゆる利用者に配慮した取り組み等（UDスポット）の紹介など、しあわせの村の資源を活かした「ユニバーサル体験学習」を実施した。

また、市内の小学校を対象とした「UD出前授業」、出前授業の市民講師を務めるサポーターの活動の場である「UD広場」、体験型のイベント「しあわせの村ユニバーサルフェスタ」を実施した。

- a ユニバーサル体験学習 [参加者数] 1,486名（29団体）
- b UD出前授業 [訪問学校数] 20校 [参加者数] 1,560名
- c こうべUD広場 [実施回数] 15回 [参加者数] 延132名
- d しあわせの村ユニバーサルフェスタ [参加者数] 約1,800人

###### (イ) 聴覚・視覚障がいへの理解

ソーシャルインクルージョンの実現を図るため、聴覚・視覚障がいについて市民の理解を深めることを目的として、手話及び点字の講座を行った。

- a 手話講座（入門課程フォローアップ講座）[実施回数] 2期・全10回 [受講者数] 35人  
（基礎課程フォローアップ講座）[実施回数] 2クラス・全10回 [受講者数] 21人
- b 点字講座 [実施回数] 1期・全35回 [受講者数（修了者数）] 14人（13人）
- c 短期手話講習会 [実施回数] 2クラス・全4回 [受講者数] 39人
- d こども手話講座 [実施回数] 1期・全10回 [受講者数] 19人
- e 夏休みこども手話教室 [実施回数] 全1回（2クラス） [受講者数] 40人
- f 夏休みこども点字教室 [実施回数] 全1回（2クラス） [受講者数] 28人

###### (ウ) 「KOBE しあわせの村ユニバーサルカレッジ」の運営（文部科学省受託事業）

学校卒業後の障がい者の生涯学習の機会として、幅広い分野の講義の受講、クラブ活動や世代間交流行事を通じて、主体性を育み、仲間づくりを実現することを目的とした「KOBE しあわせの村ユニバーサルカレッジ」を実施した。

[実施回数] 9回 [受講者数] 42人

(エ) 市民福祉活動支援

社会福祉の実現に向け、福祉団体等が、市民の交流や福祉の推進を目的としてしあわせの村で実施した「チャレンジド・ドローン講習会」や「パーキンソン病患者家族交流会」などの活動に対する支援を行った。

(オ) 移動型バリアフリートイレ開発に向けた実証実験

包括連携協定を締結している神戸学院大学と連携し、トヨタ自動車株式会社が開発に取り組む移動型バリアフリートイレ(モバイルトイレ)について、こうべ福祉・健康フェアやユニバーサルフェスタへの出展及び村内での実証実験に協力した。

(カ) サテライトスペースの運営

課題解決に取り組むための多様な人・団体との連携を促進するため、神戸市が令和3年度にたんぼぼの家2階に開設したサテライトスペースを運営した。

**イ 健康寿命延伸（認知症・フレイル予防）の促進**

(ア) 「しあわせの村健康倶楽部」の運営

神戸市民の健康寿命延伸、認知症神戸モデルの推進を目的に、介護・認知予防対策として、しあわせの村を有効活用し、「しあわせの村健康倶楽部」の運営を行った。

a 健康増進セミナー [実施回数] 3回 [参加人数] 99人

b 登録会員数 574人（令和5年3月末時点）

(イ) 認知症・フレイル予防の推進

東京大学高齢社会総合研究機構が提唱するフレイル予防の取り組みである「市民サポーターによるフレイルチェック会」を神戸市より委託を受けて実施した。

[実施回数] 15回 [参加者数] 158人

(ウ) 全国健康福祉祭(ねんりんピック)への神戸市代表選手の派遣

高齢者のスポーツと文化の振興を図り、高齢者の健康に寄与するため、「第34回全国健康福祉祭神奈川・横浜・川崎・相模原大会」に各競技団体が選出した選手を神戸市代表選手団とした派遣した。なお、「こうべ長寿祭」「全国シルバー合唱コンクール」は新型コロナウイルス感染症感染拡大の収束が見通せないことから中止とし、「ふれあいウォークラリー」「高齢者美術作品展」は長寿祭の冠を外し、実施した。

a 第34回全国健康福祉祭神奈川・横浜・川崎・相模原大会

[開催期間] 11月12日～15日 [神戸市代表] 12種目97人、美術作品9点

b 美術作品展 [実施期間] 12月16日～19日 [出展作品数] 209点

c ふれあいウォークラリー [実施日] 10月22日 [参加者数] 281人

**ウ 「こうべ医療者応援ファンド」の運営**

令和2年度より運営を行ってきた新型コロナウイルス感染症患者の治療等にあたる医療従事者を応援する基金「こうべ医療者応援ファンド」の運営を引き続き行った。

[寄付金受入額] 879万2,180円

[医療機関への支援金配分額] 1億6,105万8,800円



## (2) 総合福祉ゾーン「しあわせの村」をはじめとする市民福祉施設の管理運営

市民の心身の健康や福祉の増進を図るための市民福祉施設において、施設の管理運営を通じて、市民福祉の向上を目指す事業を実施した。

特に「しあわせの村」においては、共同事業体及び村内施設と連携し、「神戸市民の福祉をまもる条例」の基本理念である「自立と連帯」の実現を目指し、高齢者・障がい者をはじめとするすべての市民が、あたたかいふれあいの中で思いやりや助け合いのこころを育み、「つどい」・「楽しみ」・「学び」・「憩う」ことができるよう運営の充実を図った。

さらに、withコロナ時代を見据え、市民の施設に対するニーズの変化などに対応しながら市民相互の新たな交流の場や賑わいづくりに取り組んだ。

### (しあわせの村利用状況)

		利用者数
入村者数		1,715,700人
施設利用者数		875,406人
	宿泊施設	44,017人
	温泉	175,622人
	屋内運動施設	214,414人
	屋外運動施設	379,354人
	研修館等	61,999人
イベント等		49,387人

## ア 高齢者・障がい者が主役の村づくり

### (ア) 神戸市シルバーカレッジの運営

「再び学んで他のために」をモットーに、健康ライフ、国際交流・協力、生活環境、総合芸術の4つのコースの専門授業と、全コースの学生を対象とした社会貢献などの共通授業やスポーツ授業を実施するとともに、市民救命士講習や認知症サポーター養成講座を開講した。

また、在學生や卒業生の社会貢献活動を通じて小学校での児童の見守り、植栽の剪定作業等の支援活動や、地域のリーダーとなる人材の育成に取り組むとともに、活動に対する誇りとモチベーションを高め、さらなる活力の源となるよう活動の成果を積極的に発信した。

[令和4年度入学者数] 312人(うち、再入学者数 87人)

[令和4年度末在籍学生数] 720人

健康ライフ(健康福祉)コース	131人
国際交流・協力コース	128人
生活環境コース	126人
総合芸術コース(4専攻)	335人

(イ) 「NPO法人社会還元センターグループわ」との連携

神戸市シルバーカレッジ卒業生の社会貢献活動の機会を広げるため「NPO法人社会還元センターグループわ」と連携し、「わいわいストリート(昔あそび体験)」、「夏休み工作塾(創作活動体験)」、「ビバ!ハロウィン(季節の子ども向けイベント)」などの世代間交流を通じた子育て支援事業について、企画段階から参画を得て実施した。

また「KOBE しあわせの村ユニバーサルカレッジ」などの事業にも参画してもらい、事業の活性化に寄与いただいた。

a わいわいストリート [実施日] 5月5日 [参加者数] 623人

b 夏休み工作塾 [実施日] 8月6日 [参加者数] 120人

c ビバ・ハロウィン「こうべっこひろば」

[実施日] 10月30日 [来場者数] 1,362人

d 「KOBE しあわせの村ユニバーサルカレッジ」の運営(再掲)

e 「しあわせの村健康倶楽部」の運営(再掲)

(ウ) 企業・大学と連携した“しごと”創出の基盤づくり

村内における障がい者の就労を進めるため、「しあわせの村実習受け入れセンター」を起点として、神戸市教育委員会や特別支援学校、しごとサポート等と連携し、村内事業所における実習実施のためのマッチングやサポートに取り組んだ。

また、しあわせ農園における障がい者や引きこもりの方、発達障がい者などを対象とした農業体験を引き続き実施し、社会参加のきっかけづくりに取り組んだ。

さらに、東京大学先端科学研究センターと連携した超短時間インターンシップによる市内特別支援学校と連携した在校生の就労体験など、新たな雇用の仕組みや研究・知見を活用した村内での障がい者の新たなしごとづくりにも取り組んだ。

a 職場体験実習 [受入施設数] 4施設 [受入人数] 43人

b 農業体験 [参加施設数] 5施設 [参加人数] 延764人

c 超短時間インターンシップ [参加人数] 4人

(エ) こころのアート展・こころのアートギャラリー

障がい者の芸術作品の魅力を発信し活動の場を拓くとともに、その創作作品を通じて障がい者のみならず健常者にも感動や勇気を与える芸術活動に取り組む障がい者を兵庫県内から公募し作品展を実施した。さらに、出展作品から着想を得て選曲・演奏する市民等を公募し、こころのアート展会場内で音楽演奏とアート作品のコラボレーションイベントを実施した。

また、本館・宿泊館2階の「こころのアートギャラリー」において企画展を実施し、年間を通して障がい者アートに触れる機会を提供した。

a 第11回こころのアート展

[実施期間] 12月15日～1月15日 [来場者数] 7,755人

b しあわせミニライブinこころのアート展

[実施日] 1月5日, 8日, 12日 [来場者数] 801人

c 十人十色展 [実施回数] 4回

d 第28回徳島障がい者芸術祭エナジー特別出展 [実施期間] 10月4日～9日

- e 神戸旧居留地×「こころのアート展」2022  
[実施期間] 12月8日～12月21日 [作品展示場所] 9カ所
- f 神戸リハビリテーション病院特別展 [実施期間] 2月4日～26日
- g リハ・神戸特別展 [実施期間] 2月28日～3月26日
- h 三井住友銀行特別展 [実施期間] 3月2日～29日

(オ) 障がい者事業所製品の販売支援

本館・宿泊館1階コンビニエンスストアに併設する「はっぴねすコーナー」において、市内障がい者事業所製品の紹介・販売を引き続き行った。

また、村内障がい者施設による「缶バッジ☆マグネット製作隊」の活動を引き続き支援を行った。

- a はっぴねすコーナー売上額 5,330千円
- b はっぴねすコーナー出店施設 39団体
- c 缶バッジ☆缶マグネット製作隊受注実績 6,530個

(カ) ボランティア活動の推進

しあわせの村内でさまざまな役割を担っていただくため、あらゆる世代の市民を対象にボランティアとして参画を求めた。

[ボランティア登録者数/活動者数]

- a 障がい児・者向けスポーツ教室指導補助ボランティア 37人/延263人
- b 社会人ボランティア 29人/延259人
- c ユース(大学生)ボランティア 49人/延213人
- d 花緑ボランティア 14人/延715人

## イ パラスポーツの振興

(ア) パラスポーツの普及拡大・障がい者スポーツの振興

障がいのある人もない人も共にパラスポーツを楽しみ、相互理解を深めることができる環境づくりを進めるとともに、気軽にパラスポーツを楽しむことができるイベントを関係団体との共催で実施するなど、パラスポーツの普及・拡大を図った。

また、障がい者の健康増進、心身機能の維持・向上や生きがいを目的に、各種スポーツ教室を実施した。

さらに、神戸2024世界パラ陸上競技選手権大会の広報支援としてユニバーサルフェスタにおけるブース出展などに協力した。

a 障がい者スポーツ教室

[実施種目] 水泳、卓球、親子運動、テニス、アーチェリー、ニュースポーツ

[実施回数] 水泳、卓球、親子運動 年2期

テニス 年6期

アーチェリー 年4期

ニュースポーツ 随時

[受講者数] 350人

b スポーツ交流イベント

(a) パラスポーツ王国HYOGO & KOBE 夢プロジェクト2022(兵庫県、神戸市等と共催)

[実施日] 11月3日 [参加者数] 3,510人

- (b) トレイルオリエンテーリング（神戸市社会福祉協議会などと共催）  
[実施日] 11月13日 [参加者数] 28人
  - (c) ふれあいラン（主催である「しあわせNEWYEARマラソン実行委員会」に参画）  
[実施日] 1月9日 [参加者数] 14組44人
  - (d) シッティングバレーボール大会（神戸市社会福祉協議会と共催）  
[実施日] 2月26日 [参加者数] 9チーム75人
  - (e) ふれあい卓球大会（フレンドリー卓球大会実行委員会と共催）  
[実施日] 9月11日 [参加者数] 73人
- (イ) ふれあいスポーツチャレンジ（スポーツ庁受託事業）  
市立特別支援学校等と連携し、運動を通じた障がい者の居場所づくりや、スポーツへの興味や関心・仲間づくりのきっかけづくりを目的とした「中高生パラスポーツクラブ」を実施した。  
また、発達の気になる児童とその保護者を対象とした「のびのび運動ひろば」や市立小学校特別支援学級の児童とその保護者を対象とした「水中運動ひろば」を実施した。
- a 中高生パラスポーツクラブ [参加者数] 66人 7校
  - b 水中運動ひろば [参加者数] 39人
  - c のびのび運動ひろば [参加者数] 60人

## ウ あらゆる子どもの成長支援

- (ア) 野外活動を通じた支援  
当協会が包括連携協定を締結している（公財）神戸YMCAと連携し、野外活動を通じた学びや体験の機会を提供する「しあわせの村×YMCA森の学校」を実施したほか障がいのある子どもとその家族が、野外でのキャンプやレクリエーション活動を楽しみ、交流を図ることを目的とした「家族で楽しむキャンプ入門」を開催した。
- a しあわせの村×YMCA森の学校 [参加者数] 31人
  - b 家族で楽しむキャンプ入門 [実施日] 7月30日, 11月19日 [参加者数] 254人
- (イ) 学生ボランティアの活動支援  
協会事業に大学生ボランティア（ユースボランティア）の参画機会をつくり、参加した学生自身が学び、成長していくことを支援した。
- (ウ) 子育て支援駐車料金無料化  
神戸市が進める子育て支援施策として、18歳未満の子どもとともにしあわせの村を利用した場合に、普通車駐車料金の無料化を引き続き実施した。  
[子育て支援無料化台数] 121, 598台

## エ しあわせの村の活性化

- (ア) 市民福祉・交流事業
- a しあわせの村まつり  
村内事業者・施設や近隣自治会と連携し、市民の交流を促すステージや縁日、手持ち花火等で構成するイベントを実施した。  
[実施日] 8月28日, 29日, 9月11日, 23日, 25日 [来場者] 9, 359人

b 健康増進フェア

健康をテーマとしたブース出展、体操プログラムや健康チェックなどの体験を通して、健康リテラシーを高め、関心と理解をより深める場を提供した。

[実施日] 4月23日 [来場者数] 413人

c こうべ福祉・健康フェア

市民の福祉や健康に関する意識を高めるため、神戸市、神戸市社会福祉協議会やふれあいのまちKOBE・愛の輪運動推進委員会などと連携して実施した。福祉施設や障がい者団体等によるバザーや模擬店、福祉機器の展示や子ども向けの体験イベントなどを行った。

[実施日] 10月2日 [来場者] 9,171人

d 村の魅力ある自然環境を楽しむ

「いやしの小径」や日本庭園をはじめとするしあわせの村の公園施設を活用し各種イベントなどを通じて「自然から得られる癒やし」を提供した。

「ユニバーサル農園」においては、レクリエーションや障がい者の機能回復等を目的として、村内の福祉施設の高齢者や障がい者や児童に野菜の栽培や収穫等の農園活動の体験機会を提供した。

(a) 夜桜ライトアップ [実施日] 令和4年3月29日～4月10日

[参加者数] 6,647人

(b) 植物散策会 [実施日] 6月26日 [参加者数] 29人

(c) 緑のオリエンテーリング [実施日] 10月9日

[参加者数] 藍染体験 20名 クイズラリー 70名  
ラベンダーサシェ作り 11名

(d) 脱穀体験会 [実施日] 10月23日 [参加者数] 脱穀体験67人・縄あみ体験51人

(e) 紅葉ライトアップ [実施日] 11月2日～11月13日 [来場者数] 3,080人

(f) イルミネーション（本館ロータリー前） [実施日] 11月19日～2月12日

(g) ユニバーサル農園活動 [参加団体数] 8団体 [参加人数] 延1,528人

(イ) 総合的な維持管理運営

a 村内施設・事業者との連携

村内の医療福祉施設や事業者によるしあわせの村会議を開催し、社会的課題に関する意見交換や研修会などを行った。

[実施回数] 2回

b しあわせの村の維持管理運営

(a) しあわせの村を訪れるだれもが安全・安心・快適に利用できるよう、施設の保守・修繕や警備、無料巡回バスの運行等の総合的な維持管理を行った。

(b) 一年中花を見ることができ、市民の憩いとリフレッシュの場として人気が高い緑地について、引き続き快適な空間として利用いただけるよう維持管理を行った。

(c) SNSをはじめ様々な広報媒体や機会を活用して村の取り組みや魅力を効果的に発信し、利用者の増加を目指した。また、しあわせの村の利用者の意見をさまざまな改善等に反映させるため、入村者アンケート調査を実施した。

## オ 平磯児童館の運営

### (ア) 児童健全育成事業

自由来館児童への遊びの提供・指導、季節行事、在宅福祉センターや地域福祉センターの高齢者との交流会等を実施した。

### (イ) 子育て支援事業

a 「幼児の会」(毎週1回、2～5歳児の親子を対象にした手遊び等のプログラム)

b 「ミニミニっ子」(毎月1回、0～2歳児の親子を対象にした手遊び等のプログラム)

c 「すくすくひろば」(毎月1回、地域団体が実施する0～5歳児の親子同士の交流を図るための季節行事等のプログラム)

[来館者数] 6,390人

## (3) 介護保険制度の公正・公平な運営を確保するための事業

### ア 介護保険認定調査業務

市内全域における介護保険サービスの受給を新たに申請する市民、及び要介護度の変更を申請する市民に対して訪問・調査を行う「要介護認定調査業務」を、神戸市との業務請負契約により実施した。

[調査件数] 36,816件

### イ 介護保険事業者運営指導業務

介護保険法に基づく市内介護保険事業者に対する運営指導業務の一部を神戸市より受託し実施した。

[運営指導件数] 240事業所

## 【収益事業等】

### (1) 指定管理施設に付帯する便益施設及び市民福祉施設の運営等

#### ア しあわせの村内便益施設の運営

##### (ア) 有料駐車場

[有料利用台数] 213,911台

[子育て支援無料化台数] 121,598台

##### (イ) 公衆電話 [設置台数] 4台

##### (ウ) 屋外アドベンチャー遊具(民間事業者と連携し設置)

[運営事業者] 株式会社冒険の森

[利用者数] 24,594人

#### イ 神戸市シルバーカレッジ施設の一般供用

《ホール等》 1,323人

#### ウ 保養センター太山寺・ラジウム温泉太山寺

市民の健康の保持・増進を図るための同施設について、民間事業者による運営を引き続き行った。

[運営事業者] 株式会社なでしこの湯

[利用者数] 《宿泊》7,006人 《温泉》163,014人

## エ サン舞子マンション

平成23年度に社会福祉法人神港園へ事業を承継したが，入居預り金の管理等を引き続き行った。

## 2 事業別資金収支計算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位:円)

収入の部		支出の部	
科目	金額	科目	金額
公益目的事業会計	1,065,990,193	公益目的事業会計	1,108,978,321
福祉啓発等事業収入	11,095,694	福祉啓発等事業支出	20,300,305
しあわせの村公益事業収入	450,038,110	しあわせの村公益事業支出	525,503,805
要介護認定調査事業収入	328,162,384	要介護認定調査事業支出	343,670,338
運営指導事業収入	30,104,800	運営指導事業支出	32,309,996
こうべ医療者応援ファンド事業収入	236,140,832	こうべ医療者応援ファンド事業支出	170,001,920
長寿祭事業収入	3,589,847	長寿祭事業支出	10,323,430
児童館事業収入	6,858,526	児童館事業支出	6,868,527
収益事業等会計	474,279,794	収益事業等会計	514,012,344
しあわせの村収益事業収入	427,315,294	しあわせの村収益事業支出	312,587,126
太山寺事業収入	46,964,500	太山寺事業支出	96,697,361
		サン舞子マンション事業支出	103,934,657
		法人税等支出	793,200
法人会計	38,072,025	法人会計	39,738,786
法人管理収入	38,072,025	法人管理支出	39,738,786
当期収入合計(A)	1,578,342,012	当期支出合計(C)	1,662,729,451
前期繰越収支差額(B)	315,518,649	当期収支差額(A)-(C)	△ 84,387,439
収入合計(A)+(B)	1,893,860,661	次期繰越収支差額	231,131,210

※ 神戸市からの収入

(1) 補助金 122,511千円

(2) 委託料 1,058,201千円



### 3 正味財産増減計算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位:円)

科 目	金	額
I 一般正味財産増減の部		
1 経常増減の部		
(1) 経常収益		
基本財産運用益	1,036,761	
特定資産運用益	971,446	
事業収益	1,217,224,753	
受取補助金等	48,450,000	
受取負担金	61,509,193	
受取寄付金	93,466	
雑収益	12,736,144	
経常収益計		1,342,021,763
(2) 経常費用		
事業費	1,357,698,244	
管理費	39,956,428	
経常費用計		1,397,654,672
当期経常増減額		△ 55,632,909
2 経常外増減の部		
(1) 経常外収益		
受取補助金等	75,061,032	
受取寄付金振替額	161,058,800	
受取寄付金	21,000	
経常外収益計		236,140,832
(2) 経常外費用		
固定資産除却損	336,081	
過年度賃料減免損失	44,000,000	
こうべ医療者応援ファンド事務費	2,846,042	
助成金及び負担金	161,058,800	
経常外費用計		208,240,923
当期経常外増減額		27,899,909
税引前当期一般正味財産増減額		△ 27,733,000
法人税・住民税及び事業税		793,200
当期一般正味財産増減額		△ 28,526,200
一般正味財産期首残高		108,929,219
一般正味財産期末残高		80,403,019
II 指定正味財産増減の部		
寄付金収入	8,771,180	
基本財産運用益	1,036,761	
特定資産運用益	380,722	
一般正味財産への振替額	△ 162,395,561	
当期指定正味財産増減額		△ 152,206,898
指定正味財産期首残高		724,606,148
指定正味財産期末残高		572,399,250
当期正味財産増減額		△ 180,733,098
正味財産期首残高		833,535,367
III 正味財産期末残高		652,802,269

#### 4 貸借対照表

令和5年3月31日現在

(単位:円)

科 目	金 額	科 目	金 額
I 資産の部		II 負債の部	
1 流動資産		1 流動負債	
現金預金	124,630,052	未払金	136,963,971
未収金	225,869,800	1年以内返済借入金	10,666,000
棚卸資産	1,525,107	預り金	4,799,886
前払金	1,491,539	前受金	1,104,000
立替金	22,007,676	賞与引当金	24,239,552
流動資産合計	375,524,174	1年以内支払リース債務	2,724,754
2 固定資産		流動負債合計	180,498,163
(1) 基本財産		2 固定負債	
基本財産普通預金	8,790,924	長期借入金	1,121,342,000
基本財産有価証券	401,209,076	受入保証金	17,000,000
基本財産合計	410,000,000	退職給付引当金	150,265,056
(2) 特定資産		リース債務	62,469
退職給付引当資産	150,265,056	固定負債合計	1,288,669,525
基金等特定資産	341,659,732	負債合計	1,469,167,688
川重シルバー活動基金	100,537,952	III 正味財産の部	
こうべ長寿祭事業基金	3,199,065	1 指定正味財産	
受入保証金特定資産	17,000,000	寄付金	572,399,250
こうべ医療者応援ファンド	61,861,298	指定正味財産合計	572,399,250
特定資産合計	674,523,103	(うち基本財産への充当額)	(410,000,000)
(3) その他の固定資産		(うち特定資産への充当額)	(162,399,250)
土地	317,264,998	2 一般正味財産	
建物	215,280,080	一般正味財産	80,403,019
建物付属設備	30,445,609	一般正味財産合計	80,403,019
構築物	41,065,941	(うち基本財産への充当額)	(-)
什器備品	26,690,801	(うち特定資産への充当額)	(344,858,797)
機械及び装置	18,352,980	正味財産合計	652,802,269
ソフトウェア	2,454,760		
電話加入権	1,635,410		
投資有価証券	6,047,099		
リース資産	2,685,002		
その他の固定資産合計	661,922,680		
固定資産合計	1,746,445,783		
資 産 合 計	2,121,969,957	負債及び正味財産合計	2,121,969,957

## 5 財産目録

令和5年3月31日現在

(単位:円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金預金	124,630,052	未払金	136,963,971
現金	1,072,325	1年以内返済長期借入金	10,666,000
普通預金	123,557,727	みなと銀行	
三井住友銀行, みなと銀行		預り金	4,799,886
未収金	225,869,800	前受金	1,104,000
棚卸資産	1,525,107	賞与引当金	24,239,552
前払金	1,491,539	1年以内支払リース債務	2,724,754
立替金	22,007,676	流動負債合計	180,498,163
流動資産合計	375,524,174	固定負債	
固定資産		長期借入金	1,121,342,000
基本財産		神戸市, みなと銀行	
基本財産普通預金	8,790,924	受入保証金	17,000,000
三井住友銀行		退職給付引当金	150,265,056
基本財産有価証券	401,209,076	リース債務	62,469
大阪市債, 西日本高速道路社債他		固定負債合計	1,288,669,525
基本財産合計	410,000,000	負債合計	② 1,469,167,688
特定資産		正味財産	①-② 652,802,269
退職給付引当資産	150,265,056		
三井住友銀行普通預金	50,214,073		
投資有価証券	100,050,983		
福井県債			
基金等特定資産	341,659,732		
三井住友銀行普通預金	141,162,566		
投資有価証券	200,497,166		
鉄道運輸機構債券, 共同発行市場公募地方債			
川重シルバー活動基金	100,537,952		
三井住友銀行普通預金	1,137,693		
投資有価証券	99,400,259		
新潟市債			
こうべ長寿祭事業基金	3,199,065		
三井住友銀行普通預金			
受入保証金特定資産	17,000,000		
三井住友銀行普通預金			
こうべ医療者応援ファンド	61,861,298		
三井住友銀行普通預金	33,192,521		
大阪貯金事務センター振替貯金	28,668,777		
特定資産合計	674,523,103		
その他固定資産			
土地	317,264,998		
ラジウム温泉太山寺 他			
建物	215,280,080		
ラジウム温泉太山寺 他			
建物付属設備	30,445,609		
構築物	41,065,941		
什器備品	26,690,801		
機械及び装置	18,352,980		
ソフトウェア	2,454,760		
電話加入権	1,635,410		
投資有価証券	6,047,099		
大阪市債, 新潟市債, 西日本高速道路社債他			
リース資産	2,685,002		
その他固定資産合計	661,922,680		
固定資産合計	1,746,445,783		
資産合計	① 2,121,969,957		

## 6 事業別収入明細書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位:円)

会 計 名	収入合計	内 訳				
		事業収入	受託料収入	補助金収入	雑収入	その他収入
公益目的事業会計	1,065,990,193	3,078,586	813,445,674	87,116,726	1,175,941	161,173,266
福祉啓発等 事業収入	11,095,694	40,000	-	11,055,694	-	-
しあわせの村公益 事業収入	450,038,110	3,038,586	444,732,977	1,000,000	1,173,081	93,466
要介護認定調査 事業収入	328,162,384	-	328,159,524	-	2,860	-
運営指導 事業収入	30,104,800	-	30,104,800	-	-	-
こうべ医療者応援 ファンド事業収入	236,140,832	-	-	75,061,032	-	161,079,800
長寿祭事業収入	3,589,847	-	3,589,847	-	-	-
児童館事業収入	6,858,526	-	6,858,526	-	-	-
収益事業等会計	474,279,794	200,058,086	262,048,500	-	12,173,208	-
しあわせの村収益 事業収入	427,315,294	163,098,086	262,048,500	-	2,168,708	-
大山寺 事業収入	46,964,500	36,960,000	-	-	10,004,500	-
法人会計	38,072,025	-	-	36,394,306	1,677,719	-
法人管理収入	38,072,025	-	-	36,394,306	1,677,719	-
合 計	1,578,342,012	203,136,672	1,075,494,174	123,511,032	15,026,868	161,173,266

## 7 事業別支出明細書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位:円)

会計名	支出合計	内 訳		
		人 件 費	物 件 費	そ の 他
公益目的事業会計	1,108,978,321	544,081,068	403,614,670	161,282,583
福祉啓発等事業支出	20,300,305	17,132,741	3,167,564	-
しあわせの村公益事業支出	525,503,805	207,503,988	317,776,034	223,783
要介護認定調査事業支出	343,670,338	273,541,621	70,128,717	-
運営指導事業支出	32,309,996	26,758,709	5,551,287	-
こうべ医療者応援ファンド事業支出	170,001,920	6,097,078	2,846,042	161,058,800
長寿祭事業支出	10,323,430	6,733,583	3,589,847	-
児童館事業支出	6,868,527	6,313,348	555,179	-
収益事業等会計	514,012,344	82,119,223	260,976,492	170,916,629
しあわせの村収益事業支出	312,587,126	80,752,301	231,834,825	-
太山寺事業支出	96,697,361	1,366,922	29,141,667	66,188,772
サン舞子マンション事業支出	103,934,657	-	-	103,934,657
法人税等支出	793,200	-	-	793,200
法人会計	39,738,786	16,159,626	23,579,160	-
法人管理支出	39,738,786	16,159,626	23,579,160	-
合 計	1,662,729,451	642,359,917	688,170,322	332,199,212

## 8 財務状況

(単位:千円)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	3→4増減	
正味財産増減計算書	一般正味財産増減の部	当期経常増減額	29,730	▲ 12,426	▲ 55,633	▲ 43,207
		経常収益	1,573,399	1,339,711	1,342,022	2,311
		うち公益	834,809	799,796	829,697	29,901
		うち公益以外	738,590	539,915	512,325	▲ 27,590
		経常費用	1,543,669	1,352,137	1,397,655	45,518
		うち事業費(公益)	886,949	913,276	949,008	35,732
		うち事業費(公益以外)	632,097	412,941	408,690	▲ 4,251
		うち管理費(公益)	0	0	0	0
		うち管理費(公益以外)	24,623	25,920	39,957	14,037
		評価損益等	0	0	0	0
	当期経常外増減額	1,940	▲ 65,209	27,900	93,109	
	経常外収益	485,130	110,080	236,141	126,061	
	経常外費用	483,190	175,289	208,241	32,952	
	法人税、住民税及び事業税	5,273	11,878	793	▲ 11,085	
	当期一般正味財産増減額	26,397	▲ 89,513	▲ 28,526	60,987	
	一般正味財産期首残高	172,045	198,442	108,929	▲ 89,513	
	一般正味財産期末残高	198,442	108,929	80,403	▲ 28,526	
	指定正味財産	当期指定正味財産増減額	201,694	12,616	▲ 152,207	▲ 164,823
		指定正味財産増加額	634,248	55,329	10,189	▲ 45,140
指定正味財産減少額		432,554	42,713	162,396	119,683	
うち一般正味財産への振替額		432,554	▲ 42,713	▲ 162,396	▲ 119,683	
指定正味財産期首残高		510,296	711,990	724,606	12,616	
指定正味財産期末残高		711,990	724,606	572,399	▲ 152,207	
正味財産期首残高	682,341	910,432	833,535	▲ 76,897		
当期正味財産増減	228,091	▲ 76,897	▲ 180,733	▲ 103,836		
正味財産期末残高	910,432	833,535	652,802	▲ 180,733		
貸借対照表(B/S)	資産合計	2,685,309	2,483,270	2,121,970	▲ 361,300	
	流動資産	679,555	539,554	375,524	▲ 164,030	
	固定資産	2,005,754	1,943,716	1,746,446	▲ 197,270	
	うち建物	260,538	237,909	215,280	▲ 22,629	
	負債合計	1,774,878	1,649,735	1,469,168	▲ 180,567	
	流動負債	264,323	259,389	180,498	▲ 78,891	
	うち短期借入金	0	0	0	0	
	固定負債	1,510,555	1,390,346	1,288,670	▲ 101,676	
	うち長期借入金	1,332,674	1,227,008	1,121,342	▲ 105,666	
	正味財産合計	910,432	833,535	652,802	▲ 180,733	
指定正味財産	711,990	724,606	572,399	▲ 152,207		
一般正味財産	198,442	108,929	80,403	▲ 28,526		

# V 令和5年度事業計画

## 1 事業計画

### 【公益目的事業】

#### (1) 市民の福祉意識の啓発並びに福祉活動の普及及び助長

「こうべ市民の福祉をまもる条例」の理念を実現し、人口減少・少子高齢化の進行等に伴う福祉課題の複合化・複雑化に対応するため、福祉資源のさらなる活用を図り市民に対する福祉意識の啓発や、市民の福祉活動を振興する事業を実施する。

#### ア ユニバーサル社会構築に向けた取り組み

##### (ア) ユニバーサルデザイン（UD）の普及啓発

ユニバーサル社会の実現を目指し、神戸市のユニバーサルデザイン(UD)のあり方を実践・発信する拠点としてUDの推進に取り組み、その成果を発信していく。

市民の思いやりの心を育み、福祉について学ぶための機会づくりを目的に、学校・地域団体等を対象に、障がいを理解するための体験やしあわせの村におけるあらゆる利用者に配慮した取り組み等（UDスポット）の紹介など、しあわせの村の資源を活かした「ユニバーサル体験学習」を実施する。

また、市内の小中学校を対象とした「UD出前授業」、出前授業の市民講師を務めるサポーターの活動の場である「UD広場」を引き続き実施する。

##### (イ) 聴覚・視覚障がいの理解

ソーシャルインクルージョンの実現を図るため、聴覚・視覚障がいについて市民の理解を深めることを目的として、手話及び点字の講座を行う。

##### (ウ) 「KOBE しあわせの村ユニバーサルカレッジ」の運営（文部科学省受託事業）

学校卒業後の障がい者が幅広い分野の講義の受講、クラブ活動や世代間交流行事を通じて、主体性を育み、仲間づくりを実現することを目的とした「KOBE しあわせの村ユニバーサルカレッジ」を引き続き実施する。

令和5年度は3年制とし、社会教育施設への見学会を新たに実施するなど、一層の内容の充実を図る。

##### (エ) 市民福祉活動支援

社会福祉の実現に向け、福祉団体等が、市民の交流や福祉の推進を目的としてしあわせの村で実施する活動に対する支援を行う。

#### イ 健康寿命延伸の促進

##### (ア) 「しあわせの村健康倶楽部」の運営

神戸市民の健康寿命延伸、認知症神戸モデルの推進を目的に、介護・認知予防対策の一つとして、しあわせの村を有効活用し、「しあわせの村健康倶楽部」の運営を行う。

##### (イ) 認知症・フレイル予防の推進

東京大学高齢社会総合研究機構が提唱するフレイル予防の取り組みである「市民サポーターによるフレイルチェック会」を神戸市より委託を受けて実施すると

ともに、認知症に対する理解を求める啓発を行うなど、神戸市が進める認知症の人にやさしいまちづくりに貢献していく。

(ウ) 全国健康福祉祭(ねんりんピック)への神戸市代表選手の派遣

高齢者のスポーツと文化の振興を図り、高齢者の健康に寄与するため、新型コロナウイルス感染症の影響で実施していなかった「こうべ長寿祭」を4年ぶりに実施するとともに、神戸市代表選手団を組織し「全国健康福祉祭えひめ大会」へ派遣する。

また、「全国シルバー合唱コンクール」については、内容の再編と実施に向けた取り組みを進める。

ウ 「こうべ医療者応援ファンド」の運営

令和2年度より運営を行ってきた新型コロナウイルス感染症患者の治療等にあたる医療従事者を応援する基金「こうべ医療者応援ファンド」は、神戸市の方針により令和4年度末をもって寄附金の受付を終了することとなった。令和5年度は「ファンド配分委員会」において基金残高の配分方法を決定したうえで配分を行い事業を終了する。

(2) 総合福祉ゾーン「しあわせの村」をはじめとする市民福祉施設の管理運営

市民の心身の健康や福祉の増進を図るための市民福祉施設において、施設の管理運営を通じて、市民福祉の向上を目指す事業を実施する。

特に「しあわせの村」においては、共同事業体及び村内施設と連携し、「神戸市民の福祉をまもる条例」の基本理念である「自立と連帯」の実現を目指し、高齢者・障がい者をはじめとするすべての市民が、あたたかいふれあいの中で思いやりや助け合いのこころを育み、「つどい」・「楽しみ」・「学び」・「憩う」ことができるよう運営の充実を図る。また、withコロナ時代を見据え、市民の施設に対するニーズの変化などに対応しながら、市民相互の新たな交流の場や賑わいづくりに取り組む

ア 高齢者・障がい者が主役の村づくり

(ア) 神戸市シルバーカレッジの運営

「再び学んで他のために」をモットーに、健康ライフ、国際交流・協力、生活環境、総合芸術の4つのコースの専門授業と、全コースの学生を対象とした社会貢献などの共通授業やスポーツ授業を実施するとともに、市民救命士講習や認知症サポーター養成講座を開講する。

また、在学学生や卒業生の社会貢献活動を通じて小学校での児童の見守り、植栽の剪定作業等の支援活動や、地域のリーダーとなる人材の育成に取り組むとともに、活動に対する誇りとモチベーションを高め、さらなる活力の源となるよう活動の成果を積極的に発信していく。

[定員] 440人×3学年 [就業期間] 3年

(イ) 「NPO法人社会還元センターグループわ」との連携

神戸市シルバーカレッジ卒業生の社会貢献活動の機会を広げるため、「NPO法人社会還元センターグループわ」と連携し、「わいわいストリート（昔あそび体験）」、「夏休み工作塾（創作活動体験）」、「ビバ！ハロウィン（季節の子ども



向けイベント)」などの世代間交流を通じた子育て支援事業について、企画段階から参画を得て実施する。

また、「KOBE しあわせの村ユニバーサルカレッジ」などの事業にも参画してもらい、事業の活性化に寄与してもらおう。

(ウ) 企業・大学と連携した“しごと”創出の基盤づくり

村内における障がい者の就労を進めるため、「しあわせの村実習受け入れセンター」を起点として、神戸市教育委員会や特別支援学校、しごとサポート等と連携し、村内事業所における実習実施のためのマッチングやサポートに取り組む。

また、しあわせ農園を拡充し、障がい者や引きこもりの方、発達障がい者などを対象とした農業体験を引き続き実施し、社会参加のきっかけづくりに取り組む。

さらに村内において引き続き障がい者の就労や自立・社会参加を支援するとともに、東京大学先端科学研究センターと連携した超短時間インターンシップによる市内特別支援学校と連携した在校生の就労体験など、新たな雇用の仕組みや研究・知見を活用した村内での障がい者の新たなしごとづくりにも取り組む。

(エ) こころのアート展・こころのアートギャラリー

障がい者の芸術作品の魅力を発信し活動の場を拓くため、芸術活動に取り組む障がい者を兵庫県内から公募し作品展を実施する。さらに、出展作品から着想を得て選曲・演奏する市民等を公募し、こころのアート展会場内で音楽演奏とアート作品のコラボレーションイベントを実施する。

また、本館・宿泊館2階の「こころのアートギャラリー」において常設展や個展を実施し、年間を通して障がい者アートに触れる機会を引き続き提供するとともに、広く展示や周知機会の拡大に努める。

(オ) 障がい者事業所製品の販売支援

市内障がい者事業所製品の紹介・販売の場である「はっぴねすコーナー」（本館・宿泊館1階コンビニエンスストアと併設）について、さらなる利用促進やコーナーの充実を図るとともに、バザーを企画するなど村内での販売機会の拡充に取り組む。

また、村内障がい者施設による「缶バッジ☆マグネット製作隊」の活動を引き続き支援する。

(カ) ボランティア活動の推進

しあわせの村内でさまざまな役割を担っていただくため、あらゆる世代の市民を対象にボランティアとして参画を求める。

## イ パラスポーツの振興

(ア) パラスポーツの普及拡大・障がい者スポーツの振興

障がいのある人もない人も共にパラスポーツを楽しみ、相互理解を深めることができる環境づくりを進めるとともに、気軽にパラスポーツを楽しむことができるイベントを実施するなど、パラスポーツの普及・拡大を図る。あわせて「神戸2024世界パラ陸上競技選手権大会」の開催に向けて、活動の支援などを行う。

また、障がい者の健康増進、心身機能の維持・向上や生きがいづくりを目的

に、各種スポーツ教室を実施する。

(イ) ふれあいスポーツチャレンジ（スポーツ庁受託事業）

神戸市教育委員会と連携し、市立特別支援学校等の運動部活動の地域移行を目指すとともに、運動を通じた障がい者の居場所づくりや、さまざまなスポーツにチャレンジすることにより、パラスポーツへの興味や関心・仲間づくりのきっかけをつくり、卒業後の運動習慣や余暇活動の向上につなげることを目的とした「ふれあいスポーツチャレンジ」を実施する。

**ウ あらゆる子どもの成長支援**

(ア) 野外活動を通じた支援

公益財団法人神戸YMCAと連携し、野外活動での体験から仲間の大切さや自ら考えて行動する力を養うことを目指し、子どもの野外活動を通じた学びや体験の機会を提供する「しあわせの村×YMCA森の学校」や、障がいのある子どもとその家族が、家族の交流を図ることを目的とした、「家族で楽しむキャンプ入門」を引き続き実施する。

また、発達の気になる児童とその保護者を対象に、体を動かす楽しさの経験を通じた達成感の獲得や、親の交流・学習機会を提供する「のびのび運動ひろば」を実施する。

(イ) 学生ボランティアの活動支援

協会事業に大学生ボランティア（ユースボランティア）が関わることにより、学生自身が学び、成長していくことを支援する。

(ウ) 子育て支援駐車料金無料化

神戸市が進める子育て支援施策として、18歳未満の子どもとともにしあわせの村を利用した場合に、普通車駐車料金の無料化を引き続き実施する。

**エ しあわせの村の活性化**

(ア) 市民福祉・交流事業

a しあわせの村まつり

村内事業者・施設や近隣自治会と連携し、市民の交流を促すイベントを実施する。

b こうべ福祉・健康フェア

市民の福祉や健康に関する意識を高めるため、神戸市、神戸市社会福祉協議会やふれあいのまちKOBÉ・愛の輪運動推進委員会などと連携して実施する。福祉施設や障がい者団体等によるバザーや模擬店、福祉機器の展示や子ども向けの体験イベントなどを行う。

c 村の魅力ある自然環境を楽しむ

「いやしの小径」や日本庭園をはじめとするしあわせの村の公園施設を活用し、桜や紅葉のライトアップや植物散策、オリエンテーリングといったイベントなどを通じて「自然から得られる癒やし」を提供するとともに、令和5年度は新たにしあわせの村の緑花資源を生かした魅力発信に取り組む。

「ユニバーサル農園」においては、レクリエーションや障がい者の機能回復等を目的として、村内の福祉施設の高齢者や障がい者や児童に野菜の栽培や収穫等の農園活動の体験機会を提供する。

(4) 総合的な維持管理運営

a 村内施設・事業者との連携

日常的な相互支援体制の確立、災害等に対応し安全・安心を向上させるための方策や今後の村のあり方の検討・実践等を進めるため、情報交換や各分野の専門家を招いた研修会などを行い、村全体での福祉課題の解決を目指す。

b しあわせの村の維持管理運営

(a) しあわせの村を訪れるだれもが安全・安心・快適に利用できるよう、施設の保守・修繕や警備、無料巡回バスの運行等の総合的な維持管理を行う。

(b) 一年中花を見ることができ、市民の憩いとリフレッシュの場として人気が高い緑地について、引き続き快適な空間として利用いただけるよう維持管理を行う。

(c) SNSをはじめ様々な広報媒体や機会を活用して村の取り組みや魅力を効果的に発信し、利用者の増加を目指す。また、しあわせの村の利用者の意見をさまざまな改善等に反映させるため、入村者アンケート調査を実施し、調査結果を共同事業体で共有・活用していく。

(3) 介護保険制度の公正・公平な運営を確保するための事業

ア 介護保険認定調査業務

市内全域における介護保険サービスの受給を新たに申請する市民、及び要介護度の変更を申請する市民に対して訪問・調査を行う「要介護認定調査業務」を、神戸市と業務請負契約により実施する。

イ 介護保険事業者運営指導業務

介護保険法に基づく市内介護保険事業者に対する運営指導業務の一部を神戸市より受託し実施する。

【収益事業等】

(1) 指定管理施設に付帯する便益施設及び市民福祉施設の運営等

ア しあわせの村内便益施設の運営

(ア) 有料駐車場 (1,440台)

(イ) 公衆電話

(ウ) 屋外アドベンチャー遊具 (民間事業者と連携し設置)

イ 神戸市シルバーカレッジ施設の一般供用

ウ 保養センター太山寺・ラジウム温泉太山寺

市民の健康の保持・増進を図るために建設した同施設について、公募により選定した民間事業者による運営を行う。

## 2 経営改善の取り組み状況

当協会は、昭和 52 年に制定された「神戸市民の福祉をまもる条例」の理念である市、事業者及び市民の三者が有する人材、資力などを総合的に活用することによって市民福祉を振興するための事業を創造・推進し、市民福祉の向上に寄与することを目的として、有償ホームヘルプサービスや権利擁護事業などの先駆的な市民福祉事業や、しあわせの村でのユニバーサルデザインの推進、パラスポーツや障がい者スポーツの振興など各種事業に取り組んできた。

また、神戸市より示された「外郭団体の目的・役割を明確化」というミッションに従い、「福祉の新たな価値の創造」を目指し「新たな福祉課題への取り組み」「人材・団体との連携の推進の実現」を掲げ、取り組みを進めている。

### (1) 令和 4 年度の主な取り組み状況

- ・しあわせの村においては、令和 4 年度も新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めつつ、令和 3 年度に中止となっていたこうべ福祉・健康フェアやしあわせの村まつりを再開したほか、新たにトリム園地に設置された「ふわふわドーム」の供用開始や子育て世帯駐車料金無料化、神戸市内在住の子育て世帯を対象とした宿泊割引を引き続き実施し、しあわせの村の利用促進、子育て世帯の利用促進に取り組んだ。
- ・また、特別支援学校に通う高校生を対象とした超短時間インターンシップのモデル実施や、介護保険事業者運営指導業務の神戸市からの受託などの新たな取り組みを行った。
- ・組織運営においても勤怠管理システムを更改し、職員の事務負担の軽減や勤務状況管理の効率化を図るなど管理事務の改善に取り組んだ。
- ・しかし、新型コロナウイルス感染症の影響は大きく、しあわせの村の利用者数は前年度に比べて増加したものの感染拡大前までの回復には至っておらず、加えて保養センター太山寺、ラジウム温泉太山寺についても利用者減に伴う減収への対応や施設老朽化に伴う修繕費の増加、あわせて物価高騰などもあり、決算においては損益収支における赤字が拡大した。

### (2) 令和 5 年度の主な取り組み予定

- ・物価高騰なども含めた先行きの見通しは厳しく、令和 4 年度決算の赤字拡大を受けて、令和 5 年度において緊急的に経営改善に着手することとした。
- ・しあわせの村の指定管理事業や介護認定調査業務などの事業を維持しつつ、自主事業のあり方や収支の適正性の観点から、当協会の実施する全事業を対象に点検を実施することとし、5 年度すでに進行中の各事業においても、事業規模や経費見直し、効率化などにより可能な見直しを進めている。

- ・並行して、次年度以降を見据えた事業見直しも進めており、これらを踏まえて、今後の財政状況の立て直し、市民福祉事業の方向性、職場環境・職員体制の改善・適正化、ガバナンスの改善も含めた次期中期経営計画を策定し、持続可能な経営のため具体的な取り組みを進めていく予定である。

### 3 事業別資金収支予算書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位:千円)

収入の部		支出の部	
科目	金額	科目	金額
公益目的事業会計	986,767	公益目的事業会計	1,153,260
福祉啓発等事業収入	9,057	福祉啓発等事業支出	20,346
しあわせの村公益事業収入	462,327	しあわせの村公益事業支出	566,240
要介護認定調査事業収入	344,285	要介護認定調査事業支出	372,910
運営指導事業収入	40,274	運営指導事業支出	47,900
こうべ医療者応援ファンド事業収入	119,224	こうべ医療者応援ファンド事業支出	129,346
長寿祭事業収入	11,600	長寿祭事業支出	16,518
収益事業等会計	500,502	収益事業等会計	484,349
しあわせの村収益事業収入	447,702	しあわせの村収益事業支出	332,146
太山寺事業収入	52,800	太山寺事業支出	39,893
		サン舞子マンション事業支出	95,500
		法人税等支出	16,810
法人会計	40,244	法人会計	41,696
法人管理収入	40,244	法人管理支出	41,696
当期収入合計(A)	1,527,513	当期支出合計(C)	1,679,305
前期繰越収支差額(B)	157,466	当期収支差額(A)-(C)	△ 151,792
収入合計(A)+(B)	1,684,979	次期繰越収支差額	5,674

※ 神戸市からの収入

- (1) 補助金 59,584千円
- (2) 委託料 1,070,339千円

#### 4 予定正味財産増減計算書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位:千円)

科 目	金	額
I 一般正味財産増減の部		
1 経常増減の部		
(1) 経常収益		
基本財産運用益	1,037	
特定資産運用益	972	
事業収益	1,246,159	
受取補助金等	48,450	
受取負担金	65,550	
受取寄付金	6	
雑収益	1,593	
経常収益計		1,363,767
(2) 経常費用		
事業費	1,416,135	
管理費	32,225	
経常費用計		1,448,360
当期経常増減額		△ 84,593
2 経常外増減の部		
(1) 経常外収益		
受取補助金	11,134	
受取寄附金振替額	108,090	
経常外収益計		119,224
(2) 経常外費用		
こうべ医療者応援ファンド事務費	11,134	
助成金及び負担金	108,090	
経常外費用計		119,224
当期経常外増減額		0
税引前当期一般正味財産増減額		△ 84,593
法人税・住民税及び事業税		16,810
当期一般正味財産増減額		△ 101,403
一般正味財産期首残高		△ 9,381
一般正味財産期末残高		△ 110,784
II 指定正味財産増減の部		
基本財産運用益	1,037	
特定資産運用益	381	
一般正味財産への振替額	△ 109,427	
当期指定正味財産増減額		△ 108,009
指定正味財産期首残高		618,628
指定正味財産期末残高		510,619
当期正味財産増減額		△ 209,412
正味財産期首残高		609,247
III 正味財産期末残高		399,835

## 5 予定貸借対照表

令和6年3月31日現在

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
I 資産の部		II 負債の部	
1 流動資産		1 流動負債	
現金預金	97,276	未払金	136,964
棚卸資産	1,525	1年以内返済借入金	10,666
前払金	1,492	預り金	4,800
立替金	22,008	前受金	1,104
流動資産合計	122,301	賞与引当金	22,908
2 固定資産		流動負債合計	176,442
(1) 基本財産		2 固定負債	
基本財産普通預金	10,303	長期借入金	1,020,676
基本財産有価証券	399,697	受入保証金	17,000
基本財産合計	410,000	退職給付引当金	124,290
(2) 特定資産		固定負債合計	1,161,966
退職給付引当資産	124,290	負債合計	1,338,408
基金等特定資産	341,540	III 正味財産の部	
川重シルバー活動基金	100,619	1 指定正味財産	
こうべ長寿祭事業基金	4,899	寄付金	510,619
受入保証金特定資産	17,000	指定正味財産合計	510,619
特定資産合計	588,348	(うち基本財産への充当額)	(410,000)
(3) その他の固定資産		(うち特定資産への充当額)	(100,619)
土地	317,265	2 一般正味財産	
建物	192,712	一般正味財産	△ 110,784
建物付属設備	21,955	一般正味財産合計	△ 110,784
構築物	37,082	(うち基本財産への充当額)	(0)
什器備品	22,495	(うち特定資産への充当額)	(346,439)
機械及び装置	16,199	正味財産合計	399,835
ソフトウェア	2,204		
電話加入権	1,635		
投資有価証券	6,047		
その他の固定資産合計	617,594		
固定資産合計	1,615,942		
資 産 合 計	1,738,243	負 債 及 び 正 味 財 産 合 計	1,738,243



## 6 事業別予定収入明細書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位:千円)

会 計 名	収入合計	内 訳				
		事業収入	受託料収入	補助金収入	雑収入	その他収入
公益目的事業会計	986,767	8,493	805,752	21,091	494	150,937
福祉啓発等 事業収入	9,057	100	-	8,957	-	-
しあわせの村公益 事業収入	462,327	4,793	436,039	-	494	21,001
要介護認定調査 事業収入	344,285	-	333,713	-	-	10,572
運営指導 事業収入	40,274	-	30,000	-	-	10,274
こうべ医療者応援 ファンド事業収入	119,224	-	-	11,134	-	108,090
長寿祭事業収入	11,600	3,600	6,000	1,000	-	1,000
収益事業等会計	500,502	219,766	277,587	-	1,621	1,528
しあわせの村収益 事業収入	447,702	166,966	277,587	-	1,621	1,528
太山寺 事業収入	52,800	52,800	-	-	-	-
法人会計	40,244	-	-	38,493	1,751	-
法人管理収入	40,244	-	-	38,493	1,751	-
合 計	1,527,513	228,259	1,083,339	59,584	3,866	152,465

## 7 事業別予定支出明細書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位:千円)

会計名	支出合計	内 訳		
		人件費	物件費	その他
公益目的事業会計	1,153,260	615,045	429,972	108,243
福祉啓発等事業支出	20,346	15,852	4,494	-
しあわせの村公益事業支出	566,240	240,052	326,035	153
要介護認定調査事業支出	372,910	300,694	72,216	-
運営指導支出	47,900	43,407	4,493	-
こうべ医療者応援ファンド事業支出	129,346	10,122	11,134	108,090
長寿祭事業支出	16,518	4,918	11,600	-
収益事業等会計	484,349	75,334	285,560	123,455
しあわせの村収益事業支出	332,146	73,967	258,179	-
太山寺事業支出	39,893	1,367	27,381	11,145
サン舞子マンション事業支出	95,500	-	-	95,500
法人税等支出	16,810	-	-	16,810
法人会計	41,696	17,126	24,570	-
法人管理支出	41,696	17,126	24,570	-
合計	1,679,305	707,505	740,102	231,698

## VI 令和4年度主要事業計画・実績比較表

事業名	計画	実績	備考
しあわせの村入村者数	195 万人	172 万人	
要介護認定調査件数	36,600 件	36,816 件	
平磯児童館来館者数	5,177 人	6,390 人	地域内の児童館統合により、令和5年3月31日をもって閉館
保養センター太山寺・ラジウム温泉太山寺利用者数	199 千人	170 千人	

Ⅶ 主要事業の推移 (令和2年度～令和4年度)

事業名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	備考
しあわせの村				
入村者数	159 万人	168 万人	172 万人	
施設利用者数	58 万人	71 万人	88 万人	
宿泊者数	16,115 人	23,668 人	44,017 人	
研修館利用者数	41,801 人	41,960 人	61,999 人	
温泉利用者数	122,420 人	133,341 人	175,622 人	
屋内運動施設利用者数	118,715 人	175,516 人	214,414 人	
屋外運動施設利用者数	277,131 人	333,970 人	379,354 人	
入村車両数	129 万台	137 万台	140 万台	
しあわせの村まつり来場者数	中止	中止	9,359 人	規模縮小し複数日程で実施
こうべ福祉・健康フェア来場者数	1,460 人	中止	9,171 人	
こころのアート展来場者	3,852 人	2,893 人	7,755 人	
ユニバーサルフェスタ来場者数	中止	1,800 人	1,800 人	3年度以降「こうべユニバーサルデザインフェア」から名称変更
ユニバーサル体験学習参加者数	1,069 人	808 人	1,486 人	3年度以降「ふれあい体験学習」から名称変更
神戸市シルバーカレッジ在校生・卒業生ボランティア活動参加者数	19,127 人	20,511 人	31,075 人	
要介護認定調査件数	32,773 件	35,289 件	36,816 件	
こうべ長寿祭参加者数	396 人	中止	中止	新型コロナの影響で中止
平磯児童館来館者数	5,323 人	5,733 人	6,390 人	地域内の児童館統合により、令和5年3月31日をもって閉館
保養センター太山寺・ラジウム温泉太山寺利用者数	147,999 人	149,264 人	170,020 人	

# 参 考 資 料

## 所管施設の概要

しあわせの村 (指定管理施設を掲載) 所在地 神戸市北区しあわせの村1番 敷地面積 約 205 ha	
<b>宿泊施設</b>	
<b>宿泊館 (総合センター)</b>	
開設日	平成元年4月26日
規模	延床面積 約 8,685 m <sup>2</sup> , 7階建
施設内容	客室 49室, 宿泊定員 148名, 会議室, 大広間
<b>たんぼぼの家 (婦人交流施設)</b>	
開設日	平成5年4月22日
規模	延床面積 約 5,800 m <sup>2</sup> 4階建
施設内容	客室 22室, 宿泊定員 68名, 多目的ホール, セミナー室, ワークスペース, 大広間
<b>野外活動センターあおぞら</b>	
開設日	平成5年4月22日
規模	延床面積 約 4,900 m <sup>2</sup> 2階建
施設内容	客室 18室, 宿泊定員 228名, 多目的室, クラフト室
<b>保養センターひよどり (多目的ショートステイ施設)</b>	
開設日	平成元年9月1日
規模	延床面積 約 2,955 m <sup>2</sup>
施設内容	客室 23室, 宿泊定員 70名, 会議室, 大広間
<b>研修館 (総合センター)</b>	
開設日	平成元年4月26日
規模	延床面積 約 1,730 m <sup>2</sup>
施設内容	ホール, 大会議室, 小会議室, 研修室, 料理教室
<b>温泉健康センター</b>	
開設日	平成元年4月26日
規模	延床面積 約 8,500 m <sup>2</sup>
施設内容	温泉, プール, 体育館, トレーニングジム
<b>神戸市シルバーカレッジ</b>	
開設日	平成5年9月21日
規模	延床面積 約 6,000 m <sup>2</sup> 2階建
施設内容	教室, 多目的ホール, ラーニングセンター等
定員	1,260名 (1学年 420名)
<b>屋外施設</b>	
<b>テニスコート</b>	
開設日	昭和62年11月1日
施設内容	センターコート1面, 一般コート15面, 面積 約 3.6 ha
<b>アーチェリー場</b>	
開設日	昭和62年11月1日
規模	27的, 面積 約 0.6 ha
<b>運動広場</b>	
開設日	昭和63年9月1日
規模	約 2.4 ha
<b>芝生広場</b>	
開設日	昭和63年9月1日
規模	約 7 ha
<b>日本庭園</b>	
開設日	平成元年4月26日
規模	約 1.4 ha
施設内容	築山, あづまや, 茶室, 池, 水舞台など
<b>ローンボウルス場</b>	
開設日	平成元年4月26日
規模	10レーン, 面積 約 0.5 ha

<b>屋外施設</b>	
<b>テントキャンプ場</b>	
開設日	平成5年4月22日
規模	面積 約 0.55 ha
施設内容	宿泊 20 サイト(120名) , 日帰り 5 サイト (50名)
<b>オートキャンプ場</b>	
開設日	平成7年7月15日
規模	面積 約 2.5 ha
施設内容	普通車サイト 32 , キャンピングカーサイト 13
<b>デイキャンプ場</b>	
開設日	平成7年7月15日
規模	面積 約 1.0 ha
施設内容	炉付きテーブル 18 卓, 炊事棟2棟, 野外炉
<b>薬草園・果樹園</b>	
開設日	平成元年4月 (平成5年3月31日 薬草園開設)
規模	面積 約 0.8 ha
施設内容	薬草・薬木約 200 種, 果樹
<b>馬事公苑</b>	
開設日	平成5年7月9日
規模	クラブハウス 約 970 m <sup>2</sup> 馬場 約 9,600 m <sup>2</sup> 敷地面積 約 3.4 ha
<b>トリム園地</b>	
開設日	平成7年7月15日
規模	面積 約 2.0 ha
施設内容	健康遊具, 船, タル, ステップ, イカダ, 迷路など
<b>球技場</b>	
開設日	平成12年7月20日
規模	面積 約 2.0 ha
施設内容	サッカー, グラウンドゴルフ, ゲートボール, ソフトボールなど
<b>農園</b>	
開設日	平成元年4月
規模	面積 約 0.3 ha
施設内容	ユニバーサル農園 (平成14年5月21日開設) など
<b>ボウケンノモリ</b>	
開設日	令和元年11月30日
規模	面積 約 418 m <sup>2</sup>
施設内容	屋外遊具 ツリートップアドベンチャー, ルーフトップアドベンチャー 屋内プレイルーム モリノアソビバ
<b>平磯児童館</b>	
開設日	昭和48年5月10日
所在地	神戸市垂水区平磯1丁目2番5号 垂水年金会館 3階
規模	面積 190m <sup>2</sup>
<b>保養センター太山寺</b>	
開設日	昭和55年11月1日 (平成8年12月1日改修, 平成22年12月1日改修)
所在地	神戸市西区伊川谷町前開270番地の1
規模	鉄筋コンクリート造 瓦葺2階建 延床面積 1,959.99m <sup>2</sup> 敷地面積 3,599.02m <sup>2</sup>
施設内容	客室 16室 (宿泊定員 64 名) 浴室2, 介護浴室1
<b>ラジウム温泉太山寺</b>	
開設日	昭和62年4月6日 (平成6年10月1日増改築, 平成22年12月1日改修)
所在地	神戸市西区伊川谷町前開273番地の1
規模	鉄筋コンクリート造2階建 延床面積 1,423.34m <sup>2</sup> 敷地面積 4,037.56m <sup>2</sup>
施設内容	浴場2, 介護浴室1